様式第1号(第5条関係)

会 議 概 要

会議の名称	第３回久喜市公共交通検討委員会
開催年月日	平成２３年３月３０日（水）
開始・終了時刻	午後１時３０分から午後３時２５分まで
開催場所	久喜市役所 大会議室
議長氏名	堀部 雅司
出席委員（者）氏名	矢島政美、川島省平、田嶋文男、山中甲代子、 佐藤美弥子、関口友永、染谷精一、中山俊雄、 大迫和子、柴崎美雄、稲葉澄子、小早川悟、 柴木健之
欠席委員（者）氏名	山中ひろ子
説明者の職氏名	折原企画政策課長、坂本企画政策係長
事務局職員職氏名	折原企画政策課長、坂本企画政策係長、蓮実主事
会議次第	１ 開会 ２ あいさつ ３ 議題 （１）久喜市公共交通検討委員会における検討内容について （２）バス交通等に関する課題及び公共交通の方向性について ４ その他 ５ 閉会
配布資料	・次第 ・資料１　久喜市公共交通検討委員会での検討内容（案） ・資料２　バス交通等に関するニーズ・事例と課題 ・別添資料１　久喜市総合振興計画市民意識調査結果報告書（一部抜粋） ・別添資料２　地区現況と公共交通徒歩圏 ・参考資料　久喜総合病院の新設に伴うバスルートの変更
会議の公開又は非公開	公開
傍聴人数	１人

様式第2号(第5条関係)

審　議　会　等　会　議　録

発　言　者	会　議　の　て　ん　末　・　概　要
	１　開会
司会（折原課長）	ただ今から、第３回久喜市公共交通検討委員会を始めたいと存じます。 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。 ただ今の出席委員は、１３名でございます。 本委員会条例第７条第２項に規定する数に達しておりますことから、本会議が成立していることを、ご報告させていただきます。 なお、山中委員におかれましては、本日欠席の旨の連絡を受けております。また、矢島委員につきましては、多少遅れる旨の連絡を受けておりますので、よろしくお願いいたします。 また、現在の傍聴者は、１名でございます。 （後ほど、矢島委員来場。出席委員は計１４名。）
	２　あいさつ
堀部会長	会長あいさつ〔省略〕
	３　議題 （１）久喜市公共交通検討委員会における検討内容について （２）バス交通等に関する課題及び公共交通の方向性について
議長（堀部会長）	次第　３　議題（１）久喜市公共交通検討委員会における検討内容について、及び（２）バス交通等に関する課題及び公共交通の方向性について　事務局から説明をお願いします。
坂本係長	（資料１の説明） 始めに、（１）久喜市公共交通検討委員会における検討内容について、ご説明申し上げます。 お手元にお配りしております、資料１　久喜市公共交通検討委員会での検討内容（案）をご覧ください。 本日より、実質的な審議に入ってまいりますことから、本委員会の役割について、改めて確認させていただきたいと存じます。 まず、１．本委員会の目的といたしまして「市の公共交通の充実を図る」ため「市長の諮問に応じて必要な調査及び審議を行う」こととされております。 これにつきましては、本委員会条例第１条及び第２条に定められ

	ているところでございまして、昨年１１月１０日の第１回委員会におきまして、「久喜市における公共交通の検討について」として市長より諮問されており、これまで２回の委員会を開催し、ご審議いただいているところでございます。 次に、２．検討の流れでございますが、この中では、特に、赤い線で囲われた中の、「調査・審議結果（公共交通充実の基本方針）のまとめ」、２つ目の括弧、[調査・審議の内容]がポイントとなるところでございます。 ここに掲げられている調査・審議結果をもって、本市の公共交通のあり方や方向性を定めまして、その後、本委員会とは別に、改めて設置いたします「地域公共交通会議」において、具体的な運行ルートや停留所の数、位置、運行本数、運賃等について審議がなされ、地域公共交通計画が定められまして事業化が図られる予定でございます。 裏面をご覧ください。地域公共交通会議について参考に記させていただきました。詳細につきましては割愛させていただきますが、地域公共交通会議は法令により設置が規定されており、審議の対象は、特にバス・タクシーを対象としておりまして、最終的には、地域公共交通計画を策定することとなります。 次に、法定協議会がございます。この法定協議会における審議の対象は、鉄道等を含む全ての公共交通でございまして、最終的には地域公共交通総合連携計画を策定することとなります。 本委員会におきましては、「久喜市が実施する公共交通」が検討の対象となっておりますことから、地域公共交通会議の設置が見込まれるところでございます。 なお、地域公共交通会議には、市民の方、利用者、市、交通事業者、道路管理者、交通管理者等がメンバーとなりまして、この会議で策定された地域公共交通計画については、管轄運輸支局への届出にあたり、認可の簡素化、迅速化等が図られるものでございます。 次のページにつきましては、地域公共交通会議に係る関係法令（道路運送法施行規則）でございます。 以上でございます。
折原課長	補足の説明をさせていただきます。本委員会の目的でございますが、資料１の赤線で囲まれた、［調査・審議内容］に掲げた①から③につきましてご審議いただき、答申をいただくものでございます。 先ほどご説明いたしました地域公共交通会議は、本委員会からの答申を受けて設置される、本委員会での答申を具現化するための別の組織でございますので申し添えさせていただきます。 このことから、本委員会におきましては、市としての方向性を検討・答申するものであり、具体的な事業化に関するバスルートなどの検討はいたしません。これにつきましては、地域公共交通会議という次の段階で行うものでございますので、その点をご了解いただきたいと思います。
議長（堀部会長）	この委員会の目的は、市の方向性を定めるものであり、具体的なルート等までの審議は行わない。 市が実施する公共交通について、①どのような方を対象とするの

	か、②地区・地域ごとのサービス水準、③現行の公的バスの方向性といった性格的なもの、その辺りの検討を行っていくとのことでした。 これにつきまして、ご質問等はございますか。 ないようですので、続いて議題（２）バス交通等に関する課題及び公共交通の方向性について　事務局より説明をお願いします。
折原課長	（２）につきましては、久喜市公共交通検討委員会に係る支援業務を委託しております、昭和株式会社の山田より、資料２を基にご説明申し上げます。
昭和㈱　山田	（資料２に基づき、地区現況・交通現況、バス交通等に関するニーズ把握、先進事例・近似事例について説明した後、バス交通等に関する課題、公共交通の方向性について説明） 今までご説明申し上げました、地域現況、交通現況、バス交通に関するニーズ調査を踏まえまして、課題を整理いたしました。 大きく分けまして、６点ございます。 １点目として、「体系の確立と公的バスの役割の明確化」でございます。 交通は、バスを含めましてそれ自体が目的ではなく、遊びや通院などの移動の手段であります。また、市の将来像を実現するために、公共交通の充実を検討する必要があります。 久喜市においては、鉄道網やバス網が整っておりますが、タクシー等も含めた公共交通の体系と、その中での公的バスの位置付けと役割を明確にする必要があります。 ２点目として、「自動車から公共交通への転換」でございます。 久喜市内における移動手段は自家用車が中心となっており、バス交通の利用は低いのが現状です。市内循環バスにつきましても、利用者が少なく、運行経費の公的負担も少なくない状況です。 このことから、今後、バス交通網の検討に当たりましては、地域の実情を十分に把握する必要があります。 また、多くの利用者を確保することにより、市民の方の満足度や安心感の向上につながり、さらに交通手段の転換による環境負荷の低減や交通渋滞の緩和が期待できます。そのため、自動車から公共交通への転換を図るための施策の検討が求められます。 さらに、地域公共交通を「創り」「守り」「育てる」ためには、地域住民、利用者、行政、事業者がそれぞれの役割を認識し、協力して取り組むことが求められます。 ３点目として、「交通不便地域の解消と地区バランスの確保」でございます。 久喜地区は、鉄道及びバス網が充実しているものの、他の３地区においては交通不便地域が存在しています。この交通不便地域の中には、人口密度や高齢者人口密度が高い地域があります。 また、市民意識調査によると、久喜地区の江面地域、清久地域、菖蒲地区、栗橋地区の静・豊田地域において、移動に対する不満や問題、将来の不安がみられます。こうしたことから、地区単位でのニーズ対応が求められます。

	４点目として、「高齢化社会の進展への対応」でございます。 高齢化社会の進展により、自動車を運転できないなど移動に制約を受ける交通弱者が増加します。また、市民意識調査をみると、高齢者のバス交通に対するニーズは他の世代と比べると高くなっています。 移動手段の確保が困難となると、買い物や通院などの日常生活が不便となります。誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりのため、公共交通の充実が求められます。 ５点目として、「今後の開発への対応」でございます。 開発計画や久喜総合病院の開院に伴い、新たな人の動きが発生することが見込まれます。これらの施設への移動手段の確保が求められます。 ６点目として、「市役所や病院等の施設へのアクセス性向上の検討」でございます。 公的バスの役割のひとつとして、一般的に商業施設や公共施設へのアクセスが挙げられます。本市には、交通不便地域に位置する施設がみられ、市民意識調査においても、高齢者は公共施設への移動手段としてバス利用が行われており、これらの施設アクセスに対する市民の関心が高まっている中で、アクセス性向上の検討が求められます。 課題については、以上のことが挙げられます。 最後に、公共交通の方向性についてでございます。 資料のフローのとおり、整理してございます。 まず、上位計画での位置づけがあり、地域現況、交通現況、住民ニーズを踏まえて、先ほどご説明いたしました課題を抽出いたしました。 その課題に対して、先進事例、必要経費等を踏まえて、久喜市の公共交通の在り方について、「①対象とする利用者（だれのために）」、「②久喜市が行う公共交通の手法（どんなかたちで）」を本委員会で検討していただくということでございます。
折原課長	補足の説明をさせていただきます。先ほどの説明にもありましたとおり、本委員会では、資料２の２８ページ下段の「①対象とする利用者」、「②久喜市が行う公共交通の手法」について、ご審議いただくこととなります。 本日の会議におきましては、特に「①対象とする利用者」につきまして、ある程度の結論をいただければと考えております。 それを踏まえまして、次回の会議では、「②久喜市が行う公共交通の手法」について、事務局からたたき台となる素案をお示しいたしまして、ご議論いただきたいと考えております。 （１０分間の休憩）
議長（堀部会長）	事務局の説明につきまして、ご質問のある方はいらっしゃいますか。
山中（甲）委員	資料２の１４ページは「旧庄和町を含めた外周部で公共交通空白

	地域が存在していた。」とあり、そこで新たにコミュニティバスが合併後に発足したと捉えることができる内容です。 　しかし、元庄和町の町議で合併後に春日部市議をなさった方から伺った話ですが、庄和町では合併前からコミュニティバスが運行されていたが、合併後も、そのまま春日部地域まで運行することになったので、旧庄和町の人達は不便さを感じていたとのことです。 　また、合併後に無料から有料になったという話を伺いました。 　この資料はどこから得られた資料でしょうか。
昭和（山田）	春日部市の例の出典についてでございます。 　基本的には、春日部市のホームページ等に掲載されている事業の概要ということで、細かい経緯が書かれている訳ではなく、ルートや事業形態が主体のものでございました。 　ご指摘の点につきましては、再度調査をさせていただければと思います。
関口委員	デマンドバスについて、市はどのように考えていますか。
折原課長	デマンドバスのメリット・デメリットも勘案いたしまして、今後どうしていくかという話になると思います。 　デマンドバスが本市に適したシステムであるかどうかにつきましては、次回の会議でご審議いただくことになります。 　このことから、本日は、デマンドバスとはどの様なものかを説明させていただきました。 　市の方向性といたしましては全くの白紙の状況でございますので、本委員会におきましてご審議いただきたいと考えております。
柴崎委員	経費が一番少なくて、しかも効率が良くて、皆に喜ばれる方法をどの様に考えていますか。
折原課長	費用を考慮しなければ、市民の皆様に素晴らしいサービスを提供するなど、どのような手法も可能であると思います。 　しかし、当然ながら費用対効果とのバランスも考慮しなければなりません。 　次回は、そうした費用対効果を踏まえたうえで、いくつかの手法が比較できるよう資料をご提示して、ご検討いただきたいと思います。
柴崎委員	提案になりますが、市民意識調査の結果にも表れているとおり、菖蒲地区は交通について一番不満や課題の多い地区です。 　一番良いのは、出かけたい人がバスを要請して近くまで迎えに来てもらい、目的地に向う形ではないでしょうか。この場合、大きなバスではなく、少人数が乗車できる程度のワゴン車で良いと思います。 　菖蒲老人福祉センターの送迎バスは、利用者が要請して迎えに来てもらうタイプで非常に喜ばれています。さらに、職員が運転手なので経費もかかりません。 　また、社会福祉協議会との連携を図ることや、小型バスを導入して経費の縮減を図るなどの手法を研究し、参考にしていただければ

	と思います。
議長（堀部会長）	貴重なご意見をありがとうございました。
中山委員	市民意識調査について、別添資料１の４ページに居住地区とありますが、太田地区に含まれている地域は具体的にはどこですか。久喜北は何地区になっていますか。 また、市民意識調査は市内全地域が対象になっていますか。
折原課長	市内全地域から無作為抽出により調査をいたしておりますので、全地域の方のサンプルが入っています。 太田地区に含まれる具体的地域につきましては、ただ今確認いたします。
柴崎委員	私は、様々な移動手段を横断的に利用できる公共交通にしてほしいと思います。 また、一番大事なことは、地区的なバランスを考慮し、等しく恩恵を受けることができるようなものにした方がよいと思います。
議長（堀部会長）	先程、柴崎委員からご提案いただいた手法等については、次回の委員会で議論したいと思います。 本日は、資料２の２８ページにございます「久喜市の公共交通の在り方」の中の、「①対象とする利用者」についてのご審議をお願いいたします。 先ほどの中山委員からの質問に対する回答につきまして、事務局は回答できますか。
折原課長	先程の中山委員からのご質問の回答でございます。太田地区は西、吉羽、栗原、青毛、野久喜、古久喜、青葉が含まれています。 久喜北は、本町地区に入っています。
中山委員	わかりました。ありがとうございます。
議長（堀部会長）	それでは、ご意見やお考えを矢島委員から順番にお聞かせ願いたいと思います。
矢島委員	「誰のために」という観点から意見を申し上げますと、病院、市役所等の公的機関に行く方の交通手段を確保する必要があるかと思います。 久喜総合病院が開院しますと、多くの久喜地区の方が久喜総合病院を利用するようになると思います。そうなると、済生会栗橋病院の利用者層が変わってくるはずなので、公共交通の在り方も考え直す必要が出てくるのではないでしょうか。 つまり、「誰が」「何のために」利用するかを想定して決めていく必要があると思います。市内を全て網羅しようとすると、かえって遠回りで不便になり、利用者が減ることもあると思います。 また、利用者を増やすためには、現在、自家用車を使っている方も公共交通に取り込むような方策を考えていかなければならないと思います。

川島委員	どの地区も長い歴史の中でまちができました。今回の合併によって１つのまちになったわけですが、行政サービスを隈なく同一条件で実施するのは難しいと思います。 まずは、できる所から時間をかけて実施するしかないのではないでしょうか。 公共交通を検討するにあたり、対象者をどのようにするのかは重要です。私は、自家用車を運転できる健常な成人は主たる対象にしなくて良いのではと思います。 例えば、障がい者や高齢者など、いわゆる交通弱者の方に対して行政が支援していくという、大きな枠組みを決める必要があるのではないでしょうか。 財政的な面から考えましても、まずは対象者を最小限に絞れば、自ずと目標が定まると思います。
議長（堀部会長）	「高齢者や障がい者の方を中心に考える」というように、対象を絞らないと方向性を出すことが困難であるということですね。
田嶋委員	菖蒲地区の通勤・通学者は、桶川市、北本市、久喜地区、白岡町等にある近接する市町の鉄道駅を利用しています。主な路線バスとして、菖蒲地区と久喜駅、菖蒲地区と桶川駅を結んでいる路線はありますが、蓮田駅行きや白岡駅行きは本数が少ないことから、交通の不便地域も多いです。 公共交通の対象は、高齢者や障がい者が基本になると思いますが、特定することなく、一般の方も一緒に乗れる利便性の高いものにしていただきたいです。 菖蒲地区には医療機関のない地区もありますので、通院のためにも公共交通は重要です。蓮田市や白岡町の病院に通院している方も多くいます。 また、幹線道路を外れた人口密度の低い地域についても、利便性の向上を図ることを考慮して欲しいと思います。
議長（堀部会長）	市民意識調査の回答によりますと、菖蒲地区で「住みにくい」、その理由として「交通が不便」との回答が寄せられています。裏を返せば、交通が便利ならば住みやすいとも言えます。
山中（甲）委員	合併後の、市民全体の交通権を確保することが大前提ではないかと思います。その中で、交通弱者と言われる高齢者や障がいのある方に焦点をあてたバスルート等を考えることは重要なことだと思います。 また、公共交通を一つのツールとして、地区間交流による商店街の活性化などの、地域づくりの構想を持ちながら方向性を検討していけたら理想的です。
佐藤委員	私は、東鷲宮駅の近くに住んでいます。久喜地区の青葉地域に住んでいる母が私の家に来る際は、バスと鉄道を乗り継ぐなど移動に苦労しています。市内の公共交通については、市内の地区間をスムーズに移動できるようなものであったら、と思っていました。

	しかし、財政的な面や検討に要する期間を考えますと、公共交通を必要とする人の優先順位をつける必要があります。その点では、まず優先する必要があるのは、移動手段が制限される交通弱者です。 ただし、交通弱者でも置かれている状況や要望が違う。様々な視点で検討を進め、徐々に対象者を広げていき、最終的には誰もが利用しやすいという形になれば良いと思います。
関口委員	私は、菖蒲地区に住んでいます。久喜総合病院の開院にあたり、病院玄関まで路線バス、循環バスが乗り入れるということで、病院利用者の利便性が図られるところです。 しかし、菖蒲地区の小林地域や栢間地域に住んでいる方は、久喜総合病院までバスで行くとなると、バスの乗換えが必要になります。また、この地域は交通空白地域も多くあります。 このことから、もう少しきめ細かなサービスをして欲しいと思います。
染谷委員	皆さんと同意見です。高齢者や障がい者を一番の対象者として考えたら良いと思います。この場合、久喜総合病院や済生会栗橋病院、その他の診療所、公共施設等へのアクセスの確保が必要だと思います。
中山委員	いくらでもお金があれば、いくらでもサービスを拡大できますが、全ての人に良いサービスを提供することは難しいと思います。 そのため、高齢者や障がい者等を中心に考えることは必要です。 また、別の視点から言うと、自転車専用道路の整備やタクシーの市民割引、福祉タクシーの拡充等、多面的且つ地域ごとに柔軟な運用を図るなど、他の方法によって施策の隙間を埋めることについても提言していけたらと思います。
大迫委員	障がい者の立場から申しますと、公共交通はとても便利なものです。 費用負担につきましては、全員の運賃を無料にするのではなく、それぞれの立場ごとに設定して運行することも考えられます。 皆さんもいずれ歳をとり、自動車を運転できなくなる時が来ることを考えて検討していただければと思います。 また、障がいがある者にとっては、自宅や施設からバス停までの距離すら移動が大変なことがあります。雨の日はさらに困難です。 病院への乗り合いのデマンドバスの運行も有効な交通手段ではないかと思います。
柴崎委員	既にご意見多く出ているところであり、私も、皆さんのおっしゃるとおりでよろしいかと思います。
稲葉委員	「誰のために」ということにつきましては、意見が絞られてきたようです。あとは、地区によってサービスに不公平が生じないようにすることが妥当だと思います。 この度、久喜総合病院が開院することによって、路線バスと市内循環バスのルートが変更され、通院のための公共交通が確保された

	のは良いことです。 　一方、済生会栗橋病院は、東武日光線の南栗橋駅が最寄り駅ですが、電車の本数がとても少ないので、ＪＲ栗橋駅も含めて利便性の確保が図られれば良いかと思います。 　費用を踏まえた上でですが、病院や公的機関への交通手段の確保を考えたら良いと思います。
小早川委員	私は市外に在住しております。久喜市の公共交通ですので、久喜市に住まれ、実際に利用される委員の皆様が望まれるシステムが一番良いでしょう。皆さんのおっしゃった意見は、とても的を射たご意見だと思いました。 　本日は、対象者について検討してまいりました。 　交通システムについては次回のテーマになりますが、これについては、画一的になることなく、様々な組み合わせを考えていくことが将来的にも重要になってくると思います。 　つまり、デマンドバス、循環バスなどの各手法にネットワークを含めた組合せを考える必要があります。 　既存の路線バスと鉄道の組合せも将来的には検討する必要があるでしょう。例えば、時間や乗り物の組合せ、自転車利用に係る整備、バリアフリー等施設の改善等様々な組み合わせを整理しながら、交通全体のシステムの中における市が運行するバスの役割を考えると良いと思います。 　また、検討する際には、久喜市の交通全体の将来像を想定しながら、来年、再来年の目標を立てていくのも良いと思いますし、面白いと思います。 　最後に、皆さんは毎回の会議に先立ちまして、たくさん資料を読み込んでいらっしゃいますが、かなりのボリュームがあります。 　このことから、この資料とは別に、市民の方々に簡潔に説明できるような、Ａ４サイズ２枚程度の資料があると良いと思います。 　利用対象者については、「高齢者や障がい者といった交通弱者とする」みなさんの意見に賛成です。
柴木副会長	今後決めることと今決めることを精査していく必要があると思います。 　「誰のために」ということについては、一番に交通弱者であると考えます。 　また、各地区が全て公平というのは、現実には難しいことと思います。 　例えば、鷲宮地区は面積が狭く、複数の鉄道駅があります。菖蒲地区は面積が広く、鉄道駅は無いものの、東西に主要なバス路線がある。しかし面積が広く居住地域も広範であることから、交通弱者だけでなく一般の方へのサポートも必要かと思いました。 　そういった意味から、一番の優先順位は交通弱者の方、二番目に駅利用が不便なエリアの方ではないかと思います。 　いずれにしても、費用対効果を含めて検討する必要があると思います。
議長（堀部会長）	委員の皆さんには、沢山のご意見をいただきまして、ありがとうございました。

	皆さんの意見に共通して言えることは、まずは高齢者や障がい者などの交通弱者のために、さらには交通不便地域に居住する方々のために公共交通を充実させることが基本的な考え方ということかと思います。 本会議の対象者についての結論としては、以上のようなことで宜しいでしょうか。 賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成多数） では、まとめといたしまして、本委員会において検討する市が行う公共交通の対象とする利用者は、「高齢者や障がい者等の交通弱者、また、交通不便地域に居住する方々」との結論とさせていただきます。 以上を持ちまして、本日予定していた議題は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。 なお、本日の会議録の署名人は、佐藤委員と関口委員にお願いいたします。 これを持ちまして議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。
司会（折原課長）	堀部会長ありがとうございました。 次に、次第４の「その他」でございます。 次回の委員会では、皆様からいただきましたご意見等を基に、事務局でたたき台となる素案を作成し、それを基に「久喜市が行う公共交通の手法」について議論していただきたいと思います。 委員会の開催につきましては、概ね５月頃を目処に日程調整をさせていただきたいと思います。
	５　閉会
司会（折原課長）	最後に閉会のごあいさつを柴木副会長からお願いいたします。
柴木副会長	副会長あいさつ〔省略〕

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。（注）

平成２３年４月１８日

佐藤 美弥子

関口 友永

（注）　特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。